

消化器内視鏡技師の存在を広める活動を行なった 消化器内視鏡技師会会員に対する奨励制度

【目的】

消化器内視鏡技師の存在価値を世間一般に広める活動を奨励し、消化器内視鏡技師の地位向上を推進する。

【奨励】

消化器内視鏡技師会主催および共催以外の学会や研究会、講演会で消化器内視鏡技師の名称を用いて発表した場合、または演題内に消化器内視鏡技師の名称が明記されていた場合には、発表者を日本消化器内視鏡技師会会報に掲載し、その活動を報告する（商用雑誌や書籍は除く）。同時に報奨として図書券を贈呈する。論文投稿も含む。

日本消化器内視鏡技師会会報には、①発表した学会・研究会・講演会名と日時、開催地、②発表演題名、③発表者氏名、④発表者の施設と所属を掲載する。

【規定】

- ・ 名称を消化器内視鏡技師広報活動に対する奨励制度とする。
- ・ 対象は消化器内視鏡技師会主催および共催以外の学会・研究会・講演会で日本消化器内視鏡技師会広報委員会が広報活動に寄与したと判断するものを奨励する。（広報委員会の判断基準は、委員の3分の2以上の了承）
- ・ 奨励の採否は年2回、6月、12月にまとめて行い、申請者に事務局より通知する。
- ・ 日本消化器内視鏡技師会広報委員会への申請は発表者本人が行なう。
- ・ 申請に必要なもの、①発表した学会・研究会・講演会名と日時、開催地、②発表演題と抄録または論文（広報委員の判断資料）、③発表者氏名、④発表者の施設と所属、⑤連絡先（住所・電話番号・Eメールアドレス）を明記する。
- ・ 申請は上記①～⑤を揃えて申請先に郵送、または日本消化器内視鏡技師会ホームページ「消化器内視鏡技師広報活動に対する奨励制度」からの申請することとする。（申請先にメールで申請）
- ・ 申請対象として、発表後6ヶ月以内であることとする。但し今年度からの施行であり、平成21年7月から受けつける。
- ・ 申請の締め切りは毎年6月と12月の末とする。
- ・ 申請先

〒349-1104 埼玉県北葛飾郡栗橋町 714-6

日本消化器内視鏡技師会広報委員

埼玉県済生会栗橋病院臨床検査科 並木薫

Tel 0480-52-3611 e-mail namiki@saikuri.org

消化器内視鏡技師の存在を広める活動を行った
消化器内視鏡会会員に対する奨励制度申込み用紙

① 発表した学会・研究会・講演会名

日時： _____ 開催会場名： _____

② 発表演題名を記し、抄録または論文を提出（内容を添付）*

演題名： _____

③ 申請者氏名

④ 申請者の施設名と所属

⑤ 施設の連絡先（住所・電話番号・Eメールアドレス）

〒

TEL _____ アドレス _____

奨励制度を確認の上、上記内容で申込みします。

申請対象：

- ・ 発表後6ヶ月以内であること
- ・ 年2回受付を行う（6月末、12月末）

*：抄録や論文は添付ファイルとしてメールで送信、FAX送信、郵送のいずれかの対応をお願いします。

申請先：

〒349-1105 埼玉県北葛飾郡栗橋町714-6
埼玉県済生会栗橋病院 臨床検査科 並木 薫
TEL 0480-52-3611 FAX 0480-53-0579
Eアドレス namiki@saikuri.org